

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（機関故障） |
| 発生日時 | 令和4年3月18日 15時30分ごろ |
| 発生場所 | 三重県尾鷲市三木埼東方沖 三木埼灯台から真方位105° 36.0海里付近 (概位 北緯33° 49.0′ 東経136° 58.0′) |
| インシデントの概要 | 貨物船第三オーナミは、西北西進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和4年4月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 貨物船 第三オーナミ、499トン 136885、株式会社オーナミ ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力1,471kW、回転数 毎分280、6気筒、ボア340mm、使用燃料A重油、平成16年 1月機関製造、平成16年2月進水 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定） |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 雨、風向 東、風力 3、視程 約2km 海象：波高 約3m 尾鷲市には、3月18日06時42分に強風注意報及び波浪注意報 が発表され、本インシデント時も継続中であった。 |
| インシデントの経過等 | 本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、砂糖1,500tを 積載し、三木埼東南東方沖を千葉県千葉港千葉第2区に向けて北東進 していた際、波高が高くなったので、三重県尾鷲市尾鷲港に錨泊する こととし、西北西進中、主機の回転数が毎分約280から約170に 低下してしばらく航行した後に停止した。 船長は、機関長に主機を再始動させて航行を続けたものの、再び主 機が停止して今度は再始動させることができないとの報告を受け、運 航不能と判断し、海上保安庁及び船舶所有者に本インシデントの発生 を通報した。 本船は、船舶所有者が手配したタグボートにえい航され、千葉港千 葉第2区に入港した。 主機は、主機製造会社代理店により、点検が行われ、ガバナを交換 したところ復旧した。 ガバナ製造会社代理店は、ガバナの開放点検の結果、内部部品等に |

| | |
|--------------|---|
| | <p>異常を認めなかったが、内蔵された作動油の流れる方向を変更して作動を制御するチェックバルブが異物を噛み込むなどして固着し、作動に不具合を生じた可能性がある」と判断した。</p> <p>ガバナの取扱説明書には、ガバナ製造会社代理店等による開放点検を2年ごとに行うことを推奨する旨記載されていた。</p> <p>本船には、ガバナの整備記録が備えられておらず、開放点検が行われていたかどうかは不明であったが、機関長は、作動油の交換を6か月ごとに行っていた。</p> |
| 分析 | <p>本船は、主機のガバナの開放点検がいつ行われたか不明の中、西北西進中、ガバナの作動に不具合を生じたことから、主機の回転数が制御不能となり、主機の運転できなくなり、運航不能となった可能性がある」と考えられる。</p> <p>ガバナは、定期的な開放点検が行われていなかったことから、チェックバルブがガバナ内部に残留していた異物を噛み込むなどし、固着して作動に不具合を生じた可能性がある」と考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本インシデントは、本船が、主機のガバナの開放点検がいつ行われたか不明の中、西北西進中、ガバナの作動に不具合を生じたため、主機の回転数が制御不能となり、主機の運転ができなくなったことにより発生した可能性がある」と考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶所有者は、ガバナの整備記録を備え、取扱説明書で推奨された期間ごとにガバナの開放点検を製造会社代理店等に依頼すること。 |